加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金

補助対象者

- 加茂市内に事業所を設置し創業を行う個人または法人
- 事業開始日(創業日)までに市内に住所を有する個人または 市内を主たる事業所の所在地とする法人
- 創業日から3か月以内で、当該事業を3年以上継続する見込み があること
- 創業が商店街の場合、各商店街振興組合に所属すること
- 市税を完納していること
- 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと

補助対象事業

製造業・小売業・飲食業・サービス業など**加茂市内の地域経済 の活性化につながる事業**が対象

補助対象経費

- 設備購入費
- 広報費(事業費の50%を上限)
- 開発費
- 賃借料(6か月を上限)
- 委託費

など

補助率

1/2

補助上限額

100万円



【お問い合わせ先】 商工観光課商工振興係 〒959-1392 加茂市幸町2-3-5

TEL: 0256-52-0080 (内線133)

E-mail: syoko@city.kamo.niigata.jp

補助対象期間

交付決定日から令和6年3月末日まで

申請期限

令和5年7月31日(月)

申請方法

申請には加茂商工会議所の支援が必要です。

①申請準備 加茂商工会議所の 支援を受けながら 事業計画書を作成

②補助金交付申請 申請書類を商工観 光課へ提出 ③**交付決定** 申請書類を審査し、 交付の可否を通知 します

④**事業の実施** 交付決定日以降に 事業を実施 ⑤実績報告書提出 事業終了後、報告 書類を商工観光課 へ提出 ⑥補助金額確定報告書類を審査し、補助金額を確定し通知します

⑦請求書の提出 請求書を商工観光 課へ提出 **⑧補助金の振込** 指定の口座へ補助 金を振り込みます

営業を開始したら、 開始したことを 報告してください

詳しくは補助金交付要綱をご確認ください。 申請書類はHPからダウンロードできます。



市

市

け

は

こ

ち

ら